個人情報ファイルの名称	戸籍簿
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の身分関係を登録し、公証するた
	め。
記録項目	氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び
	年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、
	養子であるときは養親の氏名及び養親との続
	柄、夫婦については夫又は妻である旨、他の
	戸籍から入った者についてはその戸籍の表
	示、その他法務省令で定める事項(身分事
	項)
記録範囲	草津市に本籍のある人
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海
	日誌の謄本、裁判
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	法務省、大津地方法務局、大阪国税局、草津
	保健所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	T 5 2 5 - 8 5 8 8
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	戸籍の記載が真実でないことを発見したとき
よる特別の手続等	は、関係人(届出人や届出事件本人、利害関
	係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許
	可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなけれ
	ばならない。(戸籍法第113条~117条)
	父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以
	内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしな
	ければならない。(戸籍法第59条)
	戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤による メのでまるいまは、際佐で豆笠のままなまる
	ものであるときは、職権で戸籍の訂正をする
	ことができる。(戸籍法第24条)
│個人情報ファイルの種別 │(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	法第 60 条第 2 項第 1 号及び 2 号(電算処理フ ァイル及びマニュアル処理ファイル)
(電昇処理ノアイル/マーユノル処理ノアイル)	ノイル及いヾーユノル処垤ノテイル
^// 個人情報ファイルの種別	有
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	H

無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の居住関係を記録し、戸籍(身分関
	係)と住民基本台帳(住所)の記録の正確性
	を図り、公証するため。
記録項目	戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月
	日、出生の年月日、男女の別、在外選挙人名
	簿に登録されたもの、在外選挙人名簿への登
	録の移転がされたもの、在外選挙人名簿に登
	録されたものはその旨および登録した市町村
	名
記録範囲	草津市に本籍のある人
記録情報の収集方法	通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	住所および住所を定めた年月日の記載を修正
よる特別の手続等	すべき時は、住民基本台帳法第十九条第一項
	により、住所地の市区町村長は本籍地の市区
	町村に通知しなければならない。(住民基本台
	帳法第19条第1項)
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	ァイル及びマニュアル処理ファイル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	住居表示証明
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示、行政区画等またはその名称が変更
	した旨の証明をするため
記録項目	氏名、宛名番号、実施日、地番、住所
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒 525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	ァイル及びマニュアル処理ファイル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

	177 得(平示)
個人情報ファイルの名称	印鑑登録 登録
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録情報の管理のため
記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、異動日、事
	由、印鑑番号
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請、システムから出力された一覧
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_
t e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	

個人情報ファイルの名称	印鑑登録 廃止
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録情報の管理のため
記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、異動日、事
	由、印鑑番号
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請、システムから出力された一覧
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒 525-8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
N)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	

	イル得(平示)
個人情報ファイルの名称	印鑑登録 照会回答
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録情報の管理のため
記録項目	照会番号、氏名、性別、住所、生年月日、照
	会日、回答期限
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請、システムから出力された一覧
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
さどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の整備のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、本
	籍・国籍、個人番号、住民票コード、世帯
	主の氏名・続柄、草津市の住民になった
	日、現在の住所を定めた日、現在の住所を
	届け出た日、従前の住所
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	届出,通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定によ	住民票に記載されている事項(住民票コー
る特別の手続等	ドを除く)に変更があったときは、その住
	民票の記載の修正をしなければならない。
	(住民基本台帳法施行令第9条)
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第2項第1号(電算処理ファイ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	ル)
個人情報ファイルの種別	有
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	(実施なし)
人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(実施なし)
名称及び所在地	(della)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	(実施なし)
案を受ける組織の名称及び所在地	(+1/)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	(実施なし)
案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	(規定なし)
ときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	番号制度 ID 入り申請書印字願
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	申請書ID入り個人番号カード交付申請書の管
	理のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、申請日
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_
L .	I

個人情報ファイルの名称	番号制度 暗証番号変更・再設定届
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	電子証明書の各種暗唱番号の変更及び再設定
	届の管理のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、申請日
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒 525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	番号制度 券面記載事項変更届
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	届書管理のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、申請日
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	T 5 2 5 - 8 5 8 8
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	
	

個人情報ファイルの名称	番号制度 電子証明書発行及び更新申請書
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	電子証明書の発行及び更新係る申請書の管理
	のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、申請日
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	番号制度 通知カード紛失届
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	通知カードの紛失届の管理のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、申請日
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
N)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

	14(1)40
個人情報ファイルの名称	番号制度
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの紛失及び廃止の管理のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、申請日
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	T 5 2 5 - 8 5 8 8
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	番号制度 紛失・廃止届
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの紛失及び廃止の管理のため
記録項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、申請日
記録範囲	草津市に住所のある人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	-
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第3号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
N)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人間状/ /	1 ル涄(早宗)
個人情報ファイルの名称	原戸籍簿
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の身分関係を登録し、公証するた
	め。
記録項目	氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び
	年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、
	養子に養子であるときは養親の氏名及び養親
	との続柄、夫婦については夫又は妻である
	旨、他の戸籍から入った者についてはその戸
	籍の表示、その他法務省令で定める事項(身
	分事項)
記録範囲	平成20年11月22日まで草津市に本籍の
	あった人
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海
	日誌の謄本、裁判
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	戸籍の記載が真実でないことを発見したとき
よる特別の手続等	は、関係人(届出人や届出事件本人、利害関
	係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許
	可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなけれ
	ばならない。(戸籍法第113条~117条)
	父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以
	内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしな
	ければならない。(戸籍法第59条)
	戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤による
	ものであるときは、職権で戸籍の訂正をする
	ことができる。(戸籍法第24条)
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	ァイル及びマニュアル処理ファイル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有	

無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

(個人情報ファイルの名称	1個人情報ノア	イル得(平示)
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 個人情報ファイルの利用目的 日本国民の身分関係を登録し、公証するため。 記録項目 氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び年月日、実父母の氏名及び衰親との続柄、養子については養親の氏名及び衰親との続柄、大場についてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 記録情報の収集方法 日誌の謄本、裁判 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市主まづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 「前に取び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等」 「新聞しているときない。」に対しているとを発見したときは、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍が訂正を申請しなければならない。(戸籍が訂正を申請しなければならない。(戸籍が訂正を申請としなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が訂正の申請をしなければならない。(戸籍が第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍前正の申請をしなければならない。(戸籍が第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一が表が記載の誤りが可以関係を確定することができる。(戸籍法第24条) 法第60条第2項第1号及び2号(電算処理ファイル)	個人情報ファイルの名称	除籍簿
### 15 日本国民の身分関係を登録し、公証するため。 記録項目 氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、養子については養親の氏名及び養親との続柄、夫婦についてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 記録情報の収集方法	行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルの利用目的	個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
説録項目	かさどる組織の名称	
武録項目	個人情報ファイルの利用目的	日本国民の身分関係を登録し、公証するた
# 日日、実父母の氏名及び実父母との続柄、養子については養親の氏名及び養親との続柄、夫婦については夫又は妻である旨、他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 記録情報の収集方法 「中語から入った者についてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 「中語から入った者についてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 「中語中の人」 「田出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海日誌の謄本、裁判 日誌の謄本、裁判 日誌の謄本、裁判 下5 2 5 - 8 5 8 8		め。
養子については養親の氏名及び養親との絵 柄、夫婦については夫又は妻である旨、他の 戸籍から入った者についてはその戸籍の表 示、その他法務省令で定める事項(身分事 項) 記録情報の収集方法	記録項目	氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び
柄、夫婦については夫又は妻である旨、他の 戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 記録情報の収集方法		年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、
戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 記録範囲 草津市に本籍のある一戸籍内の全員が除かれている戸籍中の人 届出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海日誌の謄本、裁判 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒5 2 5 - 8 5 8 8 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 (成場人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第113条~117条) で表るときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) は第60条第2項第1号及び2号(電算処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)		養子については養親の氏名及び養親との続
示、その他法務省令で定める事項(身分事項) 記録範囲 草津市に本籍のある一戸籍内の全員が除かれている戸籍中の人 屈出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海日誌の謄本、裁判 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 下525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 戸籍の記載が真実でないことを発見したときは、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍の訂正を申請をしなければならない。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 有		柄、夫婦については夫又は妻である旨、他の
理学市に本籍のある一戸籍内の全員が除かれている戸籍中の人 記録情報の収集方法 屈出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海日誌の謄本、裁判 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 下525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 戸籍の記載が真実でないことを発見したときは、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条)父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条)戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) は第40理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 有		戸籍から入った者についてはその戸籍の表
記録範囲 草津市に本籍のある一戸籍内の全員が除かれている戸籍中の人 届出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海日誌の謄本、裁判 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先		示、その他法務省令で定める事項(身分事
記録情報の収集方法 届出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海日誌の謄本、裁判 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 ず津市まちづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 「籍の記載が真実でないことを発見したときは、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条)戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 有		項)
記録情報の収集方法	記録範囲	草津市に本籍のある一戸籍内の全員が除かれ
田誌の謄本、裁判 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先 なし 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		ている戸籍中の人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先 なし 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 戸籍の記載が真実でないことを発見したときは、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条)父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第19条)戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フィイル/ル)	記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書、航海
記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		日誌の謄本、裁判
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に よる特別の手続等	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 「持の記載が真実でないことを発見したときは、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条)父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条)戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) ル) 個人情報ファイルの種別 有	記録情報の経常的提供先	なし
滋賀県草津市草津三丁目13番30号 戸籍の記載が真実でないことを発見したときは、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条)父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条)戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 協人情報ファイルの種別	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に よる特別の手続等		〒525−8588
は、関係人(届出人や届出事件本人、利害関係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 有		滋賀県草津市草津三丁目13番30号
係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 法第60条第2項第1号及び2号(電算処理ファイル人マニュアル処理ファイル)	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	戸籍の記載が真実でないことを発見したとき
可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなければならない。(戸籍法第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) ル) 個人情報ファイルの種別 有	よる特別の手続等	は、関係人(届出人や届出事件本人、利害関
ばならない。(戸籍法第113条~117条) 父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以 内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしな ければならない。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤による ものであるときは、職権で戸籍の訂正をする ことができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ ル) 個人情報ファイルの種別 有		係人)は身分関係を確定する裁判又は訂正許
父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条)戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)ル) 法第60条第2項第1号及び2号(電算処理ファイル)ル) 個人情報ファイルの種別 有		可の審判を得て、戸籍の訂正を申請しなけれ
内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしなければならない。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フィール)では、アイル及びマニュアル処理ファイル)の		ばならない。(戸籍法第113条~117条)
ければならない。(戸籍法第59条) 戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤による ものであるときは、職権で戸籍の訂正をする ことができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ ル) 個人情報ファイルの種別 有		父又は母は棄児を引き取った時は、一か月以
戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤によるものであるときは、職権で戸籍の訂正をすることができる。(戸籍法第24条)個人情報ファイルの種別法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フィークログランでは、(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)アイル及びマニュアル処理ファイル)ル)個人情報ファイルの種別		内に出生の届出をし、戸籍訂正の申請をしな
ものであるときは、職権で戸籍の訂正をする ことができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フ (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ ル) 有		ければならない。(戸籍法第59条)
ことができる。(戸籍法第24条) 個人情報ファイルの種別 法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フィークタイプ) (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) アイル及びマニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 有		戸籍の記載の誤りが市区町村長の過誤による
個人情報ファイルの種別法第 60 条第 2 項第 1 号及び 2 号(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)アイル及びマニュアル処理ファイル)個人情報ファイルの種別有		ものであるときは、職権で戸籍の訂正をする
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ アイル及びマニュアル処理ファイル) ル) 有		ことができる。(戸籍法第24条)
ル) 個人情報ファイルの種別	個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号及び 2 号(電算処理フ
個人情報ファイルの種別	(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	ァイル及びマニュアル処理ファイル)
	ル)	
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有	個人情報ファイルの種別	有
	(政令第21条第7項に該当するファイルの有	

無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	非本籍人分届書
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の身分関係を登録し、公証するた
	め。
記録項目	届出事件、届出の年月日、届出人の出生の年
	月日、住所および戸籍の表示
	届出人と届出事件本人が異なる場合は、届出
	事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍
	の表示及び届出人の資格
記録範囲	草津市に届出をし、尚且つ非本籍人
記録情報の収集方法	書面、口頭
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒 525-8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	届出を受理した場合に、届書に不備があるた
よる特別の手続等	め戸籍の記載をすることができないときは、
	届出人にその追完をさせなければならない。
	(戸籍法第45条)
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	無
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)

るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称 「持証数不要級(届書) 草津市長 個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称 個人情報ファイルの利用目的 「口本国民でない者の身分関係を公証するた め。 記録項目 「日本国民でない者の身分関係を公証するた め。 「記録項目 「日本国民でない者の身分関係を公証するた め。 「届出事件、届出の年月日、届出人の出生の年 月日、住所および戸籍の表示 届出人と届出事件本人が異なる場合は、届出事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格 で津市に届出をし、尚且つ日本国民でない人 記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 「開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 「コ正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 「ロエ及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 「国出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。(戸籍法第45条) 「協人情報ファイルの種別(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 「の教育の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。(戸籍法第45条) 「法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) 「の教育の記載をすることができる時間を実を受ける組織の名称及び所在地 「で政機関等匿名加工情報の概要 「実施なし」 「現実をすることができる別間		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつまさくり協働都市民課戸籍住基係 かさどる組織の名称	個人情報ファイルの名称	戸籍記載不要綴(届書)
### 18 日本国民でない者の身分関係を公証するため。 記録項目	行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルの利用目的	個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
説録項目 届出事件、届出の年月日、届出人の出生の年月日、住所 は 事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示 居出人と居出事件本人が異なる場合は、届出事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格 草津市に届出をし、尚且つ日本国民でない人記録情報の収集方法 書面、口頭 章記録情報の経常的提供先 本し 常津市まちづくり協働部市民課 下525-8588	かさどる組織の名称	
福出事件、届出の年月日、届出人の出生の年月日、住所および戸籍の表示 届出人と届出事件本人が異なる場合は、届出事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格 草津市に届出をし、尚且つ日本国民でない人 書面、口頭	個人情報ファイルの利用目的	日本国民でない者の身分関係を公証するた
月日、住所および戸籍の表示 届出人と届出事件本人が異なる場合は、届出事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格 記録情報の収集方法 豊面、口頭 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 加出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。(戸籍法第45条) (個人情報ファイルの種別(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する		め。
届出人と届出事件本人が異なる場合は、届出事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格 記録範囲 草津市に届出をし、尚且つ日本国民でない人 記録情報の収集方法 書面、口頭 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 なし 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒5 2 5 - 8 5 8 8 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。(戸籍法第45条) は第処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	記録項目	届出事件、届出の年月日、届出人の出生の年
事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍 の表示及び届出人の資格 記録範囲		月日、住所および戸籍の表示
の表示及び届出人の資格 記録範囲 草津市に届出をし、尚且つ日本国民でない人 記録情報の収集方法 書面、口頭 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 なし 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		届出人と届出事件本人が異なる場合は、届出
記録範囲 草津市に届出をし、尚且つ日本国民でない人 記録情報の収集方法 書面、口頭 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先		事件本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍
記録情報の収集方法 書面、口頭 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先 本し 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒5 2 5 - 8 5 8 8 滋賀県草津市草津三丁目1 3 番 3 0 号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に よる特別の手続等 届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。 (戸籍法第 4 5 条) (戸籍処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 無 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をできる組織の名称及び所在地		の表示及び届出人の資格
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 含む 記録情報の経常的提供先 なし 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に 届出を受理した場合に、届書に不備があるたよる特別の手続等 届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。(戸籍法第45条) 個人情報ファイルの種別 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 無 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし)	記録範囲	草津市に届出をし、尚且つ日本国民でない人
記録情報の経常的提供先 なし 草津市まちづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。(戸籍法第45条) (長龍なり、大学・1000 (東施なり) (実施なり) (実施なり) (実施なり) の名称及び所在地 (実施なし) (実施なし) (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) (共成	記録情報の収集方法	書面、口頭
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 草津市まちづくり協働部市民課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に 届出を受理した場合に、届書に不備があるた め戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。 (戸籍法第45条) 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) (実施なし)	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出人にその追完をさせなければならない。(戸籍法第45条) 【協人情報ファイルの種別(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) (本算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) (本算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 無 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 無 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) (実施なし) (実施なし) (実施なし) (実施なし) で政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) (共成・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・	記録情報の経常的提供先	なし
滋賀県草津市草津三丁目13番30号 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に よる特別の手続等 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に よる特別の手続等 届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、 届出人にその追完をさせなければならない。 (戸籍法第45条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし)		〒525−8588
よる特別の手続等 め戸籍の記載をすることができないときは、 届出人にその追完をさせなければならない。 (戸籍法第45条) 個人情報ファイルの種別 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 無 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし)		滋賀県草津市草津三丁目13番30号
届出人にその追完をさせなければならない。 (戸籍法第45条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし)	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	届出を受理した場合に、届書に不備があるた
(戸籍法第45条) 個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	よる特別の手続等	め戸籍の記載をすることができないときは、
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル) 個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間		届出人にその追完をさせなければならない。
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ イル) 個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地		(戸籍法第45条)
ル) 個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファ
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	イル)
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地	ル)	
無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	個人情報ファイルの種別	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする (実施なし) 個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	無)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 (実施なし) の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	の名称及び所在地	
提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する (実施なし) 提案をすることができる期間	作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	提案を受ける組織の名称及び所在地	
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい (規定なし)	提案をすることができる期間	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)

るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	戸籍受附帳
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	年度内に受理または送付を受けた戸籍の事件
	について記録するため。
記録項目	件名、事件本人の氏名及び本籍又は国籍、受
	附の番号及び生年月日、受理し又は送付を受
	けたことの別、出生届の場合は出生の年月
	日、死亡または失踪の届出は死亡の年月日時
	分又は死亡とみなされる年月日、第79条の
	2第2項の規定による届出等であるときはそ
	の旨
記録範囲	草津市に届出をした人、または他市に届出を
	したが草津市に本籍のある人
記録情報の収集方法	届出の受理、送付
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	_
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	ァイル及びマニュアル処理ファイル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	死体埋火葬許可証綴
行政機関等の名称	草津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ	まちづくり協働部市民課戸籍住基係
かさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	死体埋火葬許可証の写しの発行をするため。
記録項目	死亡者の本籍、死亡者の住所、死亡者の氏
	名、死亡者の性別、死亡者の生年月日、死
	因、死亡年月日時、死亡の場所、火葬または
	埋葬の場所、申請者の住所、申請者の氏名、
	申請者と死亡者との続柄
記録範囲	草津市に火葬許可の申請をした人
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	草津市まちづくり協働部市民課
	〒525−8588
	滋賀県草津市草津三丁目13番30号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	_
よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号及び2号(電算処理フ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファイ	ァイル及びマニュアル処理ファイル)
ル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第21条第7項に該当するファイルの有	
無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	(実施なし)
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	(実施なし)
の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	(実施なし)
提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい	(規定なし)
るときはその旨	
備考	_